

令和5年6月23日（金）

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部

需給調整事業第二課

課長 奥村 孝治

課長補佐 柴田 直彦

電話 052-685-2555

報道関係者 各位

## 令和4年度労働者派遣事業等に係る指導監督状況 及び令和5年度指導監督方針

愛知労働局（局長 代田 雅彦）は、令和4年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況及び令和5年度の指導監督方針を取りまとめました。

### 【令和4年度指導監督状況 概要】

#### 1 指導監督実施状況（P2の項目1を参照）

労働者派遣事業に係る指導監督事業所数は、全体で1,454事業所で対前年度比4.8%増加となり、文書指導を行った事業所数は1,038事業所でした。

職業紹介事業等に係る指導監督事業所数は、433事業所で対前年度比30.5%減少となり、文書指導を行った事業所数は180事業所でした。

#### 2 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況（P6の項目3を参照）

「労働者派遣事業・請負事業適正化研修会」を参集形式ではなく、YouTubeの限定配信によるWeb形式としたことから、大幅に受講者が増加しました。また、各種セミナーについても感染防止対策を取った上で予定どおり開催されたことから、実施回数138回、受講者数5,968名となりました。

### 【令和5年度指導監督方針 概要】（P7の項目4を参照）

令和2年4月1日施行の派遣労働者の待遇改善（同一労働同一賃金）について、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底することとし、労働基準監督署と連携し指導監督を実施します。

禁止業務への派遣、無許可派遣やいわゆる偽装請負等の違法事案について、正確な内容の把握に努めるとともに、迅速かつ適切に対応します。

労働者派遣契約の中途解除や不更新といった事案が生じた場合であっても、適正な雇用安定措置の履行に向けて取り組みます。

医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、厳正な指導監督に取り組みます。

令和4年改正職業安定法による求人メディア等の募集情報等提供事業を含めた雇用仲介事業者が依拠すべきルールについて、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行うとともに、法違反の疑いがある事業者を確認した場合には、速やかに指導監督を実施します。

## 1 指導監督実施状況

項目	令和4年度	令和3年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数(調査を行った件数)	1,908	2,016	△5.4%
労働者派遣事業	1,454	1,387	4.8%
派遣元	1,211	1,169	3.6%
不更新・廃止	48	119	△59.7%
派遣先	195	99	97.0%
請負・委託関係	21	6	250.0%
受託者	8	2	300.0%
発注者	13	4	225.0%
職業紹介事業等(※1)	433	623	△30.5%
うち不更新・廃止	3	16	△81.3%
②文書指導を行った事業所数(※2)	1,237	1,292	△4.3%
労働者派遣事業	1,038	958	8.4%
派遣元	876	881	△0.6%
派遣先	162	77	110.4%
請負・委託関係	19	16	18.8%
受託者	7	6	16.7%
発注者	12	10	20.0%
職業紹介事業等	180	318	△43.4%

※1 「等」とは、有料・無料職業紹介事業及び求人者、募集情報等提供事業者を含む

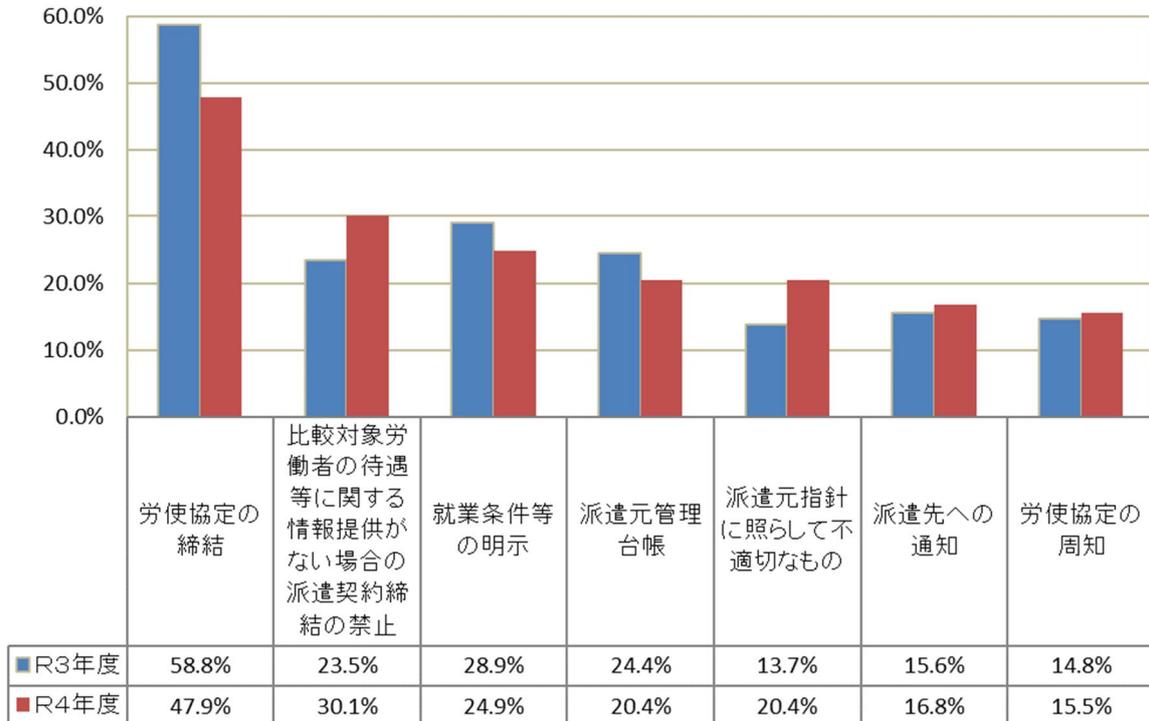
※2 派遣元・派遣先指針等に係る指導助言を含めて計上

## 2 主な文書指導事項

### (1) 労働者派遣事業

#### ① 派遣元

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合  
(文書指導事項が複数ある場合は、重複計上)



#### □ 労使協定の締結（労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項）

- ・ 必要な記載事項が記載されていない（派遣労働者の賃金の決定事項、公正な評価に基づく賃金の決定、賃金を除く待遇の決定の方法、段階的かつ体系的な教育訓練 等）

#### □ 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供がない場合の派遣契約締結の禁止

##### （労働者派遣法第 26 条第 9 項）

- ・ 派遣先から比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報提供を受けずに労働者派遣契約を締結している

#### □ 就業条件等の明示（労働者派遣法第 34 条）

- ・ 法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日、社会保険に加入しない場合はその理由 等）
- ・ 就業条件の明示を行っていない

#### □ 派遣元管理台帳（労働者派遣法第 37 条第 1 項）

- ・ 法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が 60 歳以上であるか否かの別 等）
- ・ 派遣元管理台帳が作成されていない

□派遣元指針に照らして不適切なもの

- ・派遣先から就業状況の報告を受けること等により派遣労働者の就業状況が派遣契約の定め  
に反していないことの確認を適切に行っていない
- ・労働者派遣に関する情報の提供をインターネットの利用により行っていない

□派遣先への通知（労働者派遣法第 35 条第 1 項）

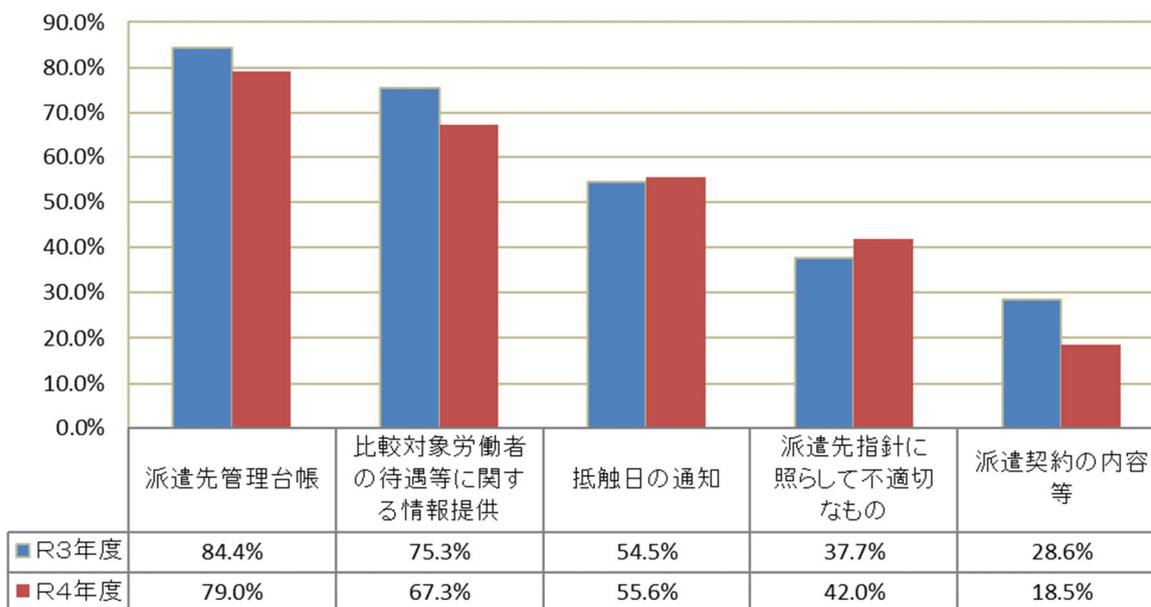
- ・法定項目を通知していない（派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否かの別 等）
- ・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届が行政機関に提出されている  
ことを派遣先に通知するとき、被保険者証の写し等の加入させていることが分かる資料を  
派遣先に提示又は送付していない

□労使協定の周知（労働者派遣法第 30 条の 4 第 2 項）

- ・締結した労使協定を雇用する労働者に周知していない（派遣労働者以外に周知していない、  
書面の交付等により周知していない 等）

② 派遣先

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合  
(文書指導事項が複数ある場合は、重複計上)



□派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）（労働者派遣法第 42 条）

- ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が 60 歳以上である  
か否かの別 等）
- ・派遣先管理台帳が作成されていない
- ・派遣元事業主に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない

□比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 7 項）

- ・派遣元事業主に対し、あらかじめ、比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報を提供していない

□抵触日の通知（労働者派遣法第 26 条第 4 項）

- ・派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない

□派遣先指針に照らして不適切なもの

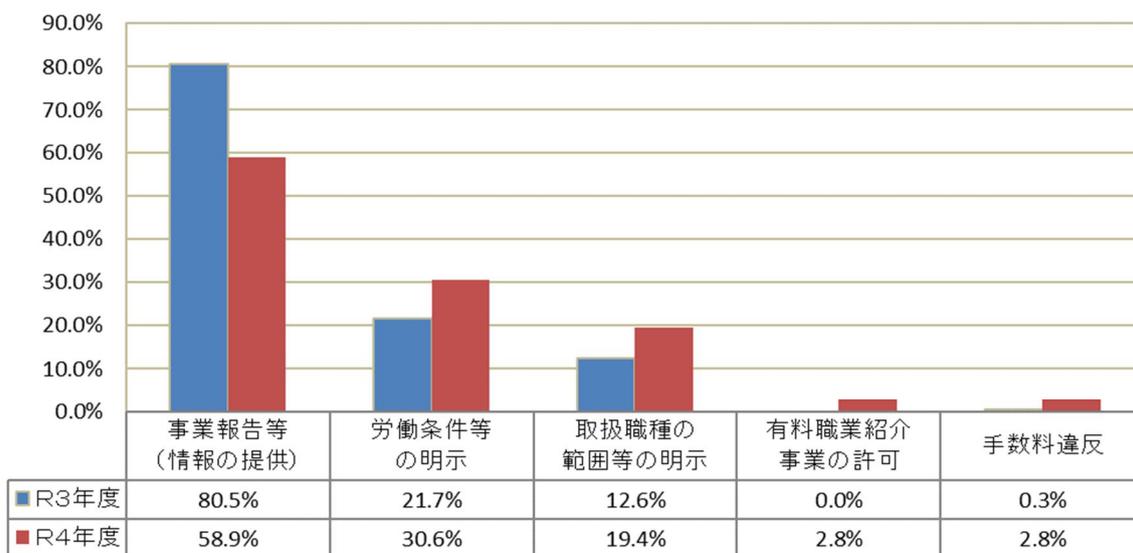
- ・労働・社会保険へ加入していない理由が適正でないと考えられる場合に、派遣元事業主に対して労働・社会保険に加入させてから派遣するように求めていること

□派遣契約の内容等（労働者派遣法第 26 条第 1 項）

- ・法定項目が記載されていない（業務に伴う責任の程度、派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か 等）

（2）職業紹介事業

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合  
（文書指導事項が複数ある場合は、重複計上）



□事業報告等（情報の提供）（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）

- ・人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供）

□労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）

（職業安定法第 5 条の 3 第 1 項）

- ・法定項目が明示されていない（残業、休日出勤 等）
- ・労働条件等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

□取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

（職業安定法第 32 条の 13）

- ・法定項目が明示されていない（苦情処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）
- ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

□有料職業紹介事業の許可（職業安定法第 30 条第 1 項）

- ・無許可で有料職業紹介事業を実施している

□手数料違反（職業安定法第 32 条の 3）

- ・届出制手数料を採用している場合において、手数料表に定めた額以上の手数料を徴収している

### 3 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	実施回数（回）	受講者数（人）
① 労働者派遣事業・請負関係	90	5,415
ア 需給調整事業部各種講習会	76	889
・労働者派遣事業新規許可事前講習会	21	82
・労働者派遣事業主許可証交付説明会	22	382
・派遣労働者等セミナー	33	425
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	2	3,599
ウ その他（事業主団体会合への講師派遣等）	12	927
② 職業紹介事業関係	48	553
ア 需給調整事業部各種講習会	46	523
・職業紹介事業新規許可事前講習会	24	105
・職業紹介事業主許可証交付説明会	22	418
イ その他（事業主団体等への講師派遣等）	2	30
計	138	5,968

## 4 令和5年度指導監督方針

### (1) 労働者派遣事業関係

平成30年改正労働者派遣法により、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇差が生じないように、派遣元事業主は、公正な待遇を確保するための措置を講ずることとされており、また、令和4年10月の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においては、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底することとされていることから、労働基準監督署との連携による指導監督を実施します。

派遣労働者を禁止業務に従事させる事案、無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける事案やいわゆる偽装請負等の問題が認められる事案については、正確な内容の把握に努めるとともに、迅速かつ適切に対応します。

なお、是正指導にあたっては十分な確認調査を行い、違法事案の是正の徹底を図るとともに、重篤な法違反には行政処分を含め厳正に対処します。

労働者派遣契約の中途解除や不更新の事案が生じた場合であっても、労働者派遣法に基づき、同一の派遣先における雇用安定措置の義務等を果たすよう、厳正な指導監督に取り組む等、派遣労働者の雇用維持のための指導等を実施します。

### (2) 職業紹介事業関係

令和3年4月1日から改正された求職者に金銭等提供して求職申込みの勧奨を行うことを禁止する職業安定法指針を含め、あらゆる機会を捉えて制度の周知徹底を図っていきます。

また、医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの就職者の短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、令和5年2月より「医療・介護・保育求人者向け特別相談窓口」を設置しており、丁寧な相談対応に努めるとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合は、速やかに指導監督を実施します。

### (3) 募集情報等提供事業関係

令和4年改正職業安定法では、求人メディア等の募集情報等提供事業を含めた雇用仲介事業者が、依拠すべきルールの明確化を図る改正内容となっており、引き続き、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施するとともに、法違反の疑いのある事業者を確認した場合には、速やかに指導監督を実施します。

### (参考) 労働者派遣事業所数及び職業紹介事業所数の推移

	4年度	前年度比	3年度	2年度	元年度	30年度
労働者派遣事業	3,608	1.1%	3,567	3,672	3,694	3,581
職業紹介事業計	2,321	4.5%	2,221	2,156	2,123	1,927
有 料	2,118	4.5%	2,027	1,963	1,932	1,725
無 料	203	4.6%	194	193	191	202